

令和5年 12 月 26 日

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する 意見募集の結果及び当該省令の一部改正

総務省は、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案について、令和5年9月26日（火）から同年10月25日（水）までの間、意見募集を実施しました。その結果、8件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 概要

総務省では、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）により各電気通信事業者から契約等の状況に係る報告を受けているところ、今般電気通信サービスの提供形態の変更や多様化に伴い、別紙1のとおり提出様式等を変更します。

2 意見募集の結果

総務省は、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案を作成し、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、令和5年9月26日（火）から同年10月25日（水）までの間、意見募集を行いました。

意見募集の結果、8件の意見提出がありました。提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙2のとおりです。

3 省令の公布及び施行

意見募集の結果等を踏まえ、本省令は本日公布及び施行されたところです。

<関係報道資料>

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見募集
（令和5年9月25日）

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000500.html

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
担当：浅川課長補佐、武藤官、苗村官
電話：03-5253-5978（直通）